

卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

卸売市場条例施行規則（昭和47年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(業務規程に定める事項) 第3条 条例第4条第4号の規則で定める事項は、 <u>委託手数料の徴収の方法に関する事項とする。</u>	(業務規程に定める事項) 第3条 条例第4条第4号の規則で定める事項は、 <u>次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 委託手数料の徴収の方法に関する事項</u> <u>(2) 委託手数料の額の決定に関する事項</u> <u>(3) 委託手数料の額の周知に関する事項</u>
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、この規則による改正後の卸売市場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定により必要となる業務規程の変更につき、この規則の施行の日から起算して1年を経過する日までに、改正後の規則第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を記載した卸売市場条例施行規則第15条の業務規程変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 既設地方卸売市場の業務規程は、この規則の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに前項の業務規程変更承認申請書による申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の業務規程変更承認申請書による申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。